

外壁診断に関する ご案内



株式会社石田コーポレーション

外壁診断

建築基準法の改正により、特殊建築物定期調査の定期報告にて外壁全面打診が必要となりました。

外壁
タイル等
劣化・
損傷
※の

これまで

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば「精密検査を要する」として建築物の所有者等に注意喚起。

平成20年4月1日以降

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば**全面打診等により調査し、加えて竣工、外壁改修等から10年を経ってから最初の調査の際に全面打診等により調査。**

※タイル等とは、下地材としてコンクリート、プレキャストコンクリートパネル、ALCパネルなどにモルタルまたは接着剤等で貼り付けられたタイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)および現場、工場等でコンクリートなどと同時に打ち込まれた工法によるものです。

全面打診対象物件

- 1.特殊建築物定期調査の部分打診、目視等により異常が認められたもの
- 2.竣工後10年を越えるもの
- 3.外壁改修後10年を越えるもの
- 4.落下により歩行者に危害を加えるおそれのある部分の全面打診等を実施した後10年を越えるもの

■特殊建築物定期調査とは？

不特定多数の人が利用する建物や、公共性のある建築物を「特殊建築物」といいます。特殊建築物は、災害が発生すると大惨事に発展してしまう可能性が高く、このような事態を避ける為、管理者は定期的(1年または3年)に専門技術者による調査・検査を実施し、その結果を特定行政庁に報告するよう建築基準法において定められています。



行政への
定期報告用の調査
を行いたい

建物の老朽化で
問題箇所がないか
知りたい



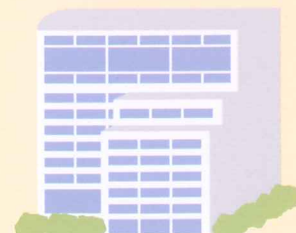
庁舎・学校・病院

建物の老朽化で
問題箇所がないか
知りたい



商業ビル・マンション

建物の検査を
行いたいけれど
費用が不安



宿泊施設・遊戯施設

株式会社石田コーポレーション 外壁診断

耐久性のある鉄筋コンクリート造の建物でも、日常の雨風、光、熱等の自然環境要因や、人的使用状況などにより、経年とともに材料の強度や性能に老朽化・劣化が顕れます。そこで、外壁の補修工事の基礎資料や現状把握の為に、外壁調査を行います。

主な調査項目は、①タイルやモルタルの剥離、浮き、ひび割れ等 ②シーリングや仕上材の劣化

調査方法

1 外観目視法

2 打診法(全面打診・部分打診)

上記二方法にて調査・診断を行います。

外壁調査の際、手の届かない高所での作業は高所作業車やゴンドラを使用します。



外壁診断業務の流れ

お客様より調査依頼

予備調査

… 調査対象物ヒアリング、調査内容決定

現場調査

… 全面外観目視、全面・部分打診

内容検討

… 各現地調査による建物診断、分析し修繕・補修部分特定

報告書作成

… 診断内容を報告書にまとめ、改善方法と共に提供

お客さまへご提出



診断料金(目安)

● 調査対象外壁 (㎡単価)

150~350円/㎡

● 報告書作成費用 (一式)

200,000円~

* 調査面積小規模の場合、別途単価になる場合があります。

* 立面図・平面図作成費は別途になる場合があります。

* 高所作業車・仮設足場・ゴンドラ等の仮設費用は別途。

* 交通誘導員別途。